

（長さ、幅及び高さ）

第1条の2 次の表の第1欄に掲げる自動車については、同表第2欄に掲げる規定は、同表第3欄に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自 動 車	条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和48年11月30日以前に製作された自動車	細目告示第6条第1項第3号、第84条第1項第3号及び第162条第1項第3号	換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態	換気装置並びに腕木式方向指示器については、これらの装置を閉鎖又は格納した状態
	細目告示第6条第4項第1号、第84条第4項第1号及び第162条第4項第1号	換気装置	換気装置、腕木式方向指示器
	保安基準第2条第2項	換気装置	換気装置、腕木式方向指示器

- 2 平成22年3月31日以前に製作された自動車については、細目告示第6条第2項第2号、第84条第2項第2号及び第162条第2項第2号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成20年国土交通省告示第1217号）による改正前の細目告示第6条第2項第2号、第84条第2項第2号及び第162条第2項第2号の規定により測定した値とすることができる。
- 3 令和5年9月30日以前に製作された自動車については、保安基準第2条第2項の規定並びに細目告示第6条第1項第4号並びに同条第4項及び第5項、第84条第1項第4号並びに同条第4項及び第5項並びに第162条第1項第4号並びに同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第74号）による改正前の保安基準第2条第2項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第969号）による改正前の細目告示第6条第1項第4号並びに同条第4項及び第5項、第84条第1項第4号並びに同条第4項及び第5項並びに第162条第1項第4号並びに同条第4項及び第5項の規定により測定した値とすることができる。